平成２３年（フ）第１０６６号
兵庫県西宮市甲子園網引町４番６―301号
債務者　北原　典幸
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４６号
鳥取県米子市泉69番地１
債務者　山城　厚子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２１９号
鳥取県米子市西福原７丁目１番12号
債務者　秦　　武輝
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１５３号
広島県三原市沼田東町末光2680番地
債務者　西川　文雄
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
高知県香美市土佐山田町西本町４丁目３番25号　栗山アパート
債務者　松岡　正人
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５９２号
高知市朝倉西町１丁目12番６－１号　ハイツ上森２Ｆ
債務者　登山　ミキ
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６３５号
高知市潮見台２丁目2620番地
債務者　玉木　英弘
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６３８号
高知市宇津野７番地12
債務者　西元　実子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６６６号
高知市長浜702番地
債務者　筒井　桂子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８２号
高知市神田756番地37
債務者　村井扶美子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８６号
高知市山ノ端町86番地
債務者　鎌倉まゆみ
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８７号
高知市宝町24番８号　めぐみ荘２階６号
債務者　岡田　初美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８８号
高知県香美市土佐山田町中野426番地
債務者　依光　義彦
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８９号
高知県香美市土佐山田町中野426番地
債務者　依光　美紀
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６９８号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住６―104号
債務者　公文　龍夫
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９３号
福岡県飯塚市有安1025番地８　サンコーポラス庄内１棟201号
債務者　上野　正孝
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７９号
福岡県八女市立花町上辺春994番地３
債務者　上野　宏美
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第９０６号
北九州市八幡西区上上津役３丁目６番５―305号
債務者　横山　順洋
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部